

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 16 日	
高知市長	殿
提出者	
住 所 高知市北本町4丁目3-25	
氏 名 和建設株式会社	
代表取締役 中澤 陽一	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 088-885-5888	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ビ・ウェル鷹匠新築工事 他
事業場の所在地	高知市鷹匠町1丁目33 他
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	売上高 1,888,900千円
③従業員数	73名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	現場において発生した産業廃棄物については、種類ごとに分別を行い、許可業者へ委託している。 廃石膏ボードは素材再生、繊維くずは燃料化処理を行い、その他については中間処理後、最終処分を実施している。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) <pre> graph TD subgraph LeftChain A[産業廃棄物処理管理者] --- B[本社（工事部・工務部） 現場担当者] --- C[関係業者] end subgraph RightChain D[産業廃棄物処理管理者] --- E[高知住宅事業部（工事） 現場担当者] --- F[関係業者] end </pre> ※拠点ごとに排出・管理を行っているため、各拠点に管理担当者を配置しています。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	1,360.7 t	— t
	（これまでに実施した取組） ・現場ごとに廃棄物の分別排出を行い、廃棄物の減量化に努めている。 ・電子マニフェストを活用し、産業廃棄物の適正管理を実施している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	970.0 t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・現場における分別排出を継続し、産業廃棄物の発生抑制および減量化に努める。 ・電子マニフェストの活用を継続し、適正管理体制の維持・強化を図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・木くず、がれき類、廃プラスチック類等について、現場ごとに分別を実施し、種類ごとに適正処理業者へ委託している。		
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・今後も現場における分別排出を継続するとともに、再資源化可能な産業廃棄物については、再生利用の推進を検討する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産 業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和7年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	1,360.7 t	— t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	80.2 t	— t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 電子マニフェストを活用し、適正処理および管理体制の強化を図っている。		
	・ 産業廃棄物については、種類ごとに適正処理業者へ委託している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	970.0 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	90.0 t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェストの活用を継続し、適正処理および管理体制の維持・強化に努める。 ・現場における分別排出を継続し、再資源化可能な産業廃棄物については再生利用の推進を検討する。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)

No.	廃棄物の種類	令和7年度実績 (t)	令和8年度計画 (t)	備考欄
1	コンクリートがら	669.30	480.00	
2	その他がれき類	108.08	72.00	
3	ガラス・陶器くず	9.25	6.00	
4	廃プラスチック類	25.82	18.00	
5	金属くず	9.65	6.00	
6	混合廃棄物（安定型）	28.01	20.00	
7	建設汚泥	53.90	35.00	
8	紙くず	2.03	1.50	
9	木くず	46.82	35.00	
10	繊維くず	1.31	0.50	
11	廃石膏ボード	144.14	115.90	
12	混合廃棄物（管理型）	262.06	180.00	
13	廃蛍光灯類	0.32	0.10	水銀使用製品産業廃棄物含む
14	廃乾電池類	0.00	0.00	3.5kg
計		1,360.69	970.00	